

町内住宅 (参考資料)

平成25年9月24日(火)
第4回まちづくり計画検討部会

復興計画【第一次】

町内住宅の達成目標

	対象 (誰、何を)	目標 (どのようにするのか)
短期	低線量地域	除染によるさらなる線量低減を図るとともに、住宅用地の確保、公営住宅等の建設開始を実現します。
中期		町内の公営住宅等の供用開始に併せて、各種生活関連サービスを充実させ、町民の帰還開始を実現します。（原発等の状況勘案の上）
長期	低線量地域 町内全域	低線量地域の拡大・さらなる線量低減を実現し、町内居住人口を回復させていきます。

復興計画【第一次】

町内住宅の方向性①

①生活環境の整備、市街地内・近郊での住宅整備

○町内での生活関連サービスの確保

- ・町内で生活を再開する上では、医療、福祉、各種店舗、公共施設などが不可欠です。町内の低線量地区でこのようなサービスを確保することが必要です。

○町内復興公営住宅の早期設置

- ・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活が再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます。
- ・生活をする上での利便性の確保を図るため、これらの住宅については、市街地近郊に設けるなど、コンパクトなまちづくりを重視します。
- ・津波被災地や高線量地域の町民の意向を踏まえながら、具体的な設置場所は検討していきます。
- ・いずれ自宅に帰還できる方や、津波等で家を失った方など、異なる町民のニーズに応じて、住宅のタイプや将来の譲渡なども考慮する必要があります。
- ・多数の高齢者の帰町に備え、高齢者向けにグループホームの機能に配慮した住宅の整備を検討していきます。
- ・町外での生活を継続する町民の一時帰宅が可能となるよう、宿泊又は短期居住ができる施設の整備を検討します。

復興計画【第一次】

町内住宅の方向性②・③

②中心市街地の再生

- 市街地を再生させるため、住民ワークショップなどを開催し、その結果をまちづくりに生かすことでより魅力的なまちづくりを行います。
- 市街地の再生を進める際には、ふるさとの風景や町並みの印象が失われてしまわないように、守るべきものと変えるべきものを考慮することが必要です。
- 空き家は、町内における貴重な住宅であることから、再利用可能な住宅は、民間での活用または復興公営住宅としての活用などを検討します。
- 町民の理解を得た上で中心市街地の再編成についても検討していきます。

③各種制度の導入・創設の検討

- 既存制度で円滑な実施が困難な場合は特区制度の導入も検討します。
- 借地権の活用や用地取得など円滑な土地利用方策の検討が必要です。

町内の公営住宅

